信書便事業に関する周知活動の取組

1 信書便事業説明会

別紙のとおり

|2 民間企業等への個別訪問|

(1) 目的

信書の適正な送達は最終的には利用者に依存することから、大口利用者となる企業に対する信書便制度等の周知徹底を図り、信書の適正な送達の徹底に資することを目的。

(2) 内容

大口利用者となる企業の本社(コンプライアンス部門、総務部門)及び 地方自治体を個別に訪問して、信書の定義及び具体例並びに信書便制度の 概要及び特定信書便事業のサービス例を説明

(3) 実施状況

137者(本省8者、総合通信局等129者)

(地方自治体等65者、金融業14者、小売・百貨店業12者、旅客業10者 等)

(4) 周知先の反応

訪問企業の約8割が信書便制度を知らない又はよく知らない状況。説明時の各法人の反応は、総じて、信書や信書便制度について理解が深まった、今後はコンプライアンスの徹底を図りたいとの発言が多いが、一方で、次のような問題点も指摘されている。

- ア 信書か信書でないか、何が信書に該当するのか、が分かりにくい。
- イ 国はまだまだ周知不足だと思う。
- ウ 特定信書便の4kg・90cmを超える条件を外さないといけない。
- エ 利用者は十分に信書かどうか理解できない場合があるので、宅配業者 さんが受け取ると言ったら渡してしまう。

3 信書便年報

(1) 目的

広く国民に対して、信書便事業の現況や信書便事業に関する取組を紹介 し、信書便事業に対する理解を深めていただくこと。

(2) 内容

信書便事業の現状について、説明やデータを掲載する他代表的なサービス例、実際の利用者・事業者からの話などのトピックスを織り交ぜて紹介。

(3) 配布先等

- ア 都道府県(47箇所)、政令指定都市(18箇所)、都道府県並びに政 令指定都市の図書館(65箇所)、中核市(41箇所)、中核市の図書館 (41箇所)、信書便事業説明会(286者参加)、個別周知活動の訪問 先(64者)等に配布
- イ 総務省のホームページに全文を掲載

(URL: http://www.soumu.go.jp/yusei/nenpou.html)

4 総合通信局等における独自の周知活動

- (1) 商工会議所の会報誌に説明会の開催案内を掲載していただいた。
- (2) 信書の利用が見込まれる自治体の公文書集配業務の委託についての相談に対応し、信書便を利用するための入札を取り運ぶに至った。
- (3) 説明会開催に当たり、開催地の新聞社の会議室を借り上げ、新聞に取り上げられやすい環境となり参加を促した。
- (4) 信書便事業説明会の案内状を送付するとともに、希望者に対して「信書 便制度の概要」など説明会で配布する資料を送付

5 総務省ホームページ等を活用した周知広報

- (1) 総務省ホームページ
 - ・ 郵便事業株式会社及び信書便事業者以外の者により、信書に該当すると思われる文書が送達されているという事例が散見されていることから、平成21年12月14日から、総務省本省ホームページに「信書の送達についてのお願い」と題する記事を掲載。

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/topics091210.html (別添 1)

- 各地方局ホームページにおいても上記記事にリンクを開始。
- (2) 総務省広報誌
 - 平成21年7月号に特集記事「信書は正しく送りましょう」を掲載
 http://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/0907/index.html (別添2)
 - ・ 平成 21 年9月号裏表紙に「大切な手紙だから、ルールを守って送って欲しい。」ポスターと同様のお知らせを掲載
- (3) 総務省メールマガジン
 - 登録制のメールマガジン(毎日配信)の「豆知識」コーナーにおいて、 平成21年12月1日に「特定信書便事業の現況」を紹介(別添3)
- (4) ポスター等
 - ・ 個別周知訪問活動を通じて、「大切な手紙だから、ルールを守って送って欲しい。」ポスター(B2)又はその縮小版のチラシを配付し、信書差出しのルールがあることを一般国民に周知(120箇所以上)

平成21年度信書便事業説明会の実施状況

(1) 目的

信書便事業制度のより一層の周知及び理解

(2) 内容

説明資料を基に主に以下について説明

- ア 信書の定義
- イ 信書を送達できる者
- ウ 特定信書便事業の概要
- エ 特定信書便事業のサービス例

(3) 実施状況

全国17箇所で実施し、185団体(自治体59%、国の出先機関18%、 その他23%)が参加

【参考】これまでの参加団体数

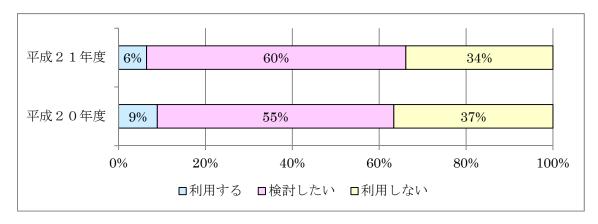
年度	1 6	1 7	18	1 9	2 0	2 1
団体数	267	227	2 3 9	386	263	185

[※] 周知活動による自治体に対する周知率は、平成21年度で概ね41%となった。

(4) 説明会実施後のアンケート調査結果

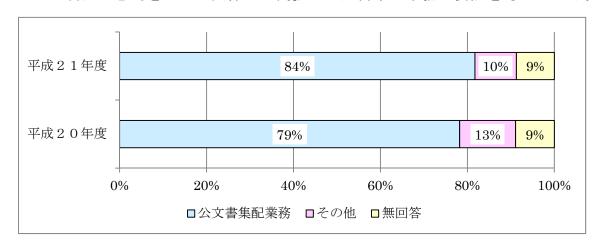
ア 信書便の利用意向

概ね7割の参加者が信書便を利用又は利用を検討する意向がある。



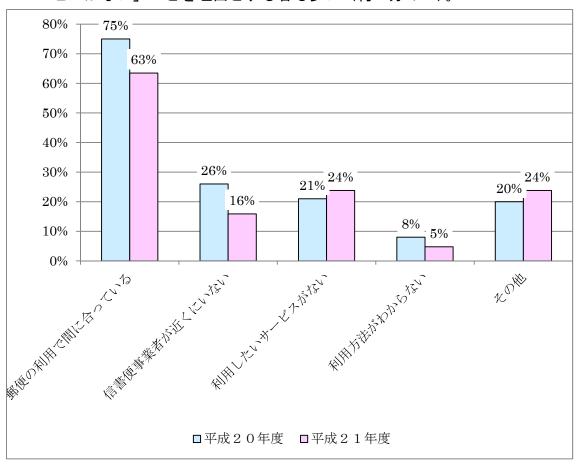
イ 具体的な利用形態

利用の意向を示した団体の8割強が公文書集配業務の委託を考えている。



ウ 信書便を利用しない理由(複数回答)

信書便を利用しないと回答した参加者のうち「郵便の利用で間に合っている」ことを理由とする割合が依然として高く(6割強)、「利用したいサービスがない」ことを理由とする者も多い(約4分の1)。



エ 信書の送達サービスを利用する際に重視する事項 「料金の安さ」69%、「セキュリティが確保」が60%と続いている。





重要なお知らせ

総務省

信書の送達についてのお願い

我が国では、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供する」ため、郵便法により、郵便事業株式会社に郵便サービスの提供を義務づけています。

また、郵便のユニバーサルサービスの確保に支障を及ぼさないという観点から、手紙やはがきなどの「信書」は、総務大臣の許可を受けた信書便事業者に限って、その送達が認められております。

現在、郵便事業株式会社及び信書便事業者以外の者により、信書に該当すると思われる文書が送達されているという事例が散見されております。

このような行為は、郵便法第4条違反となる可能性がありますので、信書の送達に関しては十分ご注意いただきたくお願いします。

送達の依頼を受けた文書、又は運送営業者に差し出そうとしている文書が信書に該当するか判断に 迷う場合など、ご不明な点がございましたら、下記関連サイトを参照していただくか、総務省情報流通行 政局郵政行政部郵便課(03-5253-5975)までご連絡をお願いします。

関連サイト

- 信書に該当する文書に関する指針
- 信書のガイドライン
- 信書便事業の許可申請手続

《法令》

郵便法(昭和22年法律第165号) (抜粋)

第二条(郵便の実施) 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、郵便事業株式会社(以下「会社」という。)が行う。

第四条(事業の独占) 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

- (2) 会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。
- (3) 運送営業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。
- (4) 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書(同項ただし書に掲げるものを除く。)の送達を委託してはならない。

第七十六条(事業の独占を乱す罪) 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(2) 前項の場合において、金銭物品を収得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(抜粋)

(郵便法の適用除外)

- 第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - ー 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
 - 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
 - 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該 委託に係る信書便物の送達を行う場合

四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者(外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。)が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

《信書の定義》

「信書」とは、郵便法第4条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を 通知する文書」と定義されています。

「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のこ とであり、「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることであり、「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その他の有体物であるとしています。

総務省は、「信書に該当する文書に関する指針」(平成15年総務省告示第270号)等を作成、公表して おりますので、こちらも参考にして下さい。

連絡先

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 (03-5253-5975)



総務省 Copyright © 2009 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

総務省広報誌

【平成21年7月号】(PDF)



- 全体版[1 【4.3MB】
- 麦紙管【137KB】
- 且次間【492KB】
- 総務省の紹介「行政評価局の仕事」「 【492KB】
- 特集1日【1.3MB】
 2011年7月24日にアナログ放送は終了します
- 特集2日 [694KB]信書は正しく送りましょう
- MIC REPORT
 - 1. <u>第10 回アジア=太平洋郵便連合大会議</u> <u>の結果[3</u>【170KB】
 - 「自分で守ろう みんなで守ろう」を合言葉
 少年少女消防クラブフレンドシップ2009で
 【143KB】
 - 3. 平成21年度「電波の日・情報通信月間」 記念中央式典において表彰が行われました「記【177KB】
- MIC NEWS
 - 1. 経済危機対策 <u>平成21 年度総務省補正予算の概要についてで</u>【658KB】
 - 2. メディアリテラシーサイトをリニューアルしました「こ」【311KB】
 - 3. 「統計資料館」&「統計広報展示室(とうけいプラザ)」にお越しくださいで
 【337KB】
- MIC INFORMATION [[485KB]
 平成21年全国消費実態調査を行います 今を知り 明日をみつめる 暮らしの統計
- 地方のかがやき【 【827KB】 災害を乗り越え市民参画のまちづくりを推進

٥

平成15年の郵政事業の公社化にあわせて、「民間事業者による信嵒の送達に 者)も信書の送達が行えるようになりました。信書を正しく送るために、信書の

関する法律 (信書便法)」が施行され、総務大臣の許可を得た事業者 (信盛便事業 定義や信置便事業について理解しておきましょう。

てなに 'n

信酉とは、郵便法および信臣優法によって「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示 し、又は事実を通知する**文器**」であると定められています。つまり、はがきや手紙などの ように、ある特定の受取人に対して、差出人の意思を表示し、事実を通知する文書のこ

手紙、はがきなど

のほか木片、ブラス チック、ビニールな

どのことをいい訳

す。フロッピーティ

どは個型に転当しま スク、CD、DVDな

荷号など、人の知覚 で認識できる情報が 記載された紙や、そ

女響:女字や記号、



納品盃、領収雷、見積雪、願置、 **攻頼智、契約吾など** 請求書の類

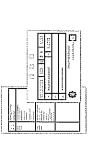
会護招集通知の類 信書にあたるもの



許可魯の類

免許証、認定묩、表彰状など

川 印鑑証明告、納税証明告、 職本、住民縣の写しなど 証明書の類



利用関係、契約関係など、特定 文醤自体に個々の受取人が記載 されているか、 記載 されていな **ハ場合でも、商品の購入などの** の受取人に差し出す趣旨が明ら かな文言が記載されているもの

業務を報

結婚式などの招待状、



は誰が運ぶの?

信告を送達することができるのは、郵便事業株式会社と信皆便事業者だけであること が、郵便法および信置便法で定められています。

部政院哲化によって 平成19年10月に頭 当む会社。受称は「日

野便型斑株式会社:

信害便事業には、一般信魯便事業と特定信鸖便事業の二つの類型があります。

能となる事業で、特定信害便事業は、特定信置便役務(①大きい又は重い、②早い又は③ 一般信函便事業は、**一般信函便役務**を全国提供する条件で、すべての信函の送達が可 高付加価値の信費便物を送達する役務のいずれかに該当するもの) のみを提供する事業を 小小东步。

一般信置原役語:長 原在3cm以下で、瓜 量250g以下のもの 全国において引き受 14、原制3日以内に

本郵便]。

在40cm, \$30cm,

を全国均一料金で、

カタログ 青 肝間、 雑誌、 銀鸛、 銀鴨、

語籍の類

カフンダー、 ポスターな光



送達するサービスで

手形、株券など 小切手の類

は趾さが4kgを超 える個田便物を送

①長さ、幅および段 在の合野が90cm を超えるか、また

特定值雷便投资:



街頭での配布や、新聞折り込み を前握として作成されたチレン、 **店頭配作や削掘れつたバソレフ** ダイレクトメール

よら信田便也を出 値ずるサービス。

料金1,000円布超

の国内においては、

サービス。

哲使物を送達する

②楚し出された時か も3時間以内に倡

速するサービス。



ット、リーフレットなど

入会 証、ポイントカード、マイ **キャッシュカード、ローンカー** クレジットカードの類 フージセードなど 会員カードの類 ドなん 信書にあたらないもの

ダイフクトメープ

プリペイドカードの類 商品券、図路券など 入場券など 航空带、定期券、

0

乗車券の類

#(e/l)

信野は正しく 送りましょう

通信手段の一翼を担う信害の送達事業は、郵便事業として130年以上も国が とによってこの事業に民間の業者が参入できるようになりました。なお、法律に

特定信書便事業は許可制です

特定信점便類業を開始するためには、いくつかの許可基準があります。まず、事業計画が信出便物の秘密を保護するために適切であるか。また、事業の遂行上適切な計画を有するか。さらに、事業を適確に遂行するに足る能力があるかです。現在、全国で許可されている特定信替便事業者の数は285(平成21年5月末日現在)です。



独占して行ってきました。これが、平成15年4月に「信書便法」が施行されたこより、信書を宅配便やメール便で送ることは原則として禁止されています。

会社や自治体、その関係先との間で 文書などをやりとりするときに

一定のルートを巡回して、各地点で 信君使物を引き受け、配達します。 例えば企業において、本社と支社の 問を結んだり、自治体において本庁、 出張所、学校、図習館などを結んだり して利用されています。



個人から個人へメッセージカードを送るときに

お祝い、お悔やみなどのメッセージ を、インターネット、電話、FAXなど で受け付け、配選先に近い地域でメッ セージカードを印刷し、そのカードを 装飾が値された台紙やぬいくるみなど といった品物とともに配達します。



これは大丈夫かしら?

これは信害なの? この業者は特定信害便事業者かしら? [信書] や業者に関する情報は下記ホームページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html 件名:

FW: 総務省メールマガジン 2009年12月1日 第1200号

総務省発情報メルマガ 第 1200 号 2009 年 12 月 1 日発行 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/

このメールマガジンは、総務省のホームページに掲載された新着情報や政策 の説明等を日々配信しますので、是非お読み下さい。

バックナンバーはホームページのメールマガジン登録画面からご覧頂けます。

- ***** 目 次 *****
- ◇ 新着情報
 - 1 報道発表
 - 2 ご案内
 - 3 入札公告
- ◇ トピックス
- ◇ 政策ミニ講座
- ◇ 総務省豆知識
- ◇ 明日の報道予定
- ◇ 明日の総務省
- * * * * * * * * * * * * * *
- ◆◆ 新着情報 ◆◆

(12月1日掲載分)

- (略) ◆◆ トピックス ◆◆
- (略) ◆◆ 政策ミニ講座 ◆◆ (略)
- ◆◆ 総務省豆知識 ◆◆

【特定信書便事業の現況】

総務省ではこの度、特定信書便事業の参入状況、取扱実績及び事業状況の 現況を取りまとめました。

参入事業者数は平成 15 年の制度開始から毎年確実に増加しており、平成 21年 9月1日現在で 288者となっています。平成 20 年度の特定信書便の総引受通数については、対前年度比約 1.1 倍の約 425万通、売上高については対前年度比約 1.2 倍の約 35 億円と順調に拡大してきています。

詳細については、こちらをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/18847.html

- ◆◆ 明日の報道予定 ◆◆ (略)
- ◆◆ 明日の総務省 ◆◆ (略)

≪総務省メール配信サービス 解除、変更はこちらから≫ http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/melmaga/index.html

≪このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから≫ https://www.soumu.go.jp/common/mail-iken.html

《発行元》総務省大臣官房政策評価広報課広報室 電話:03-5253-5172 FAX:03-5253-5174

1